

## 住みよいまちづくりへの提案



# 平成24年度 実施方法を変更します

- 4、7、10、1月（3か月に1回）、「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくためのハガキを「広報ひの」に掲載します。
- ハガキに限らず、電話・メール・FAXなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください。



皆さんの声をお寄せください！  
お待ちしております。

広報は、行政から皆さんへお伝えするだけでなく、皆さんからアイデアやメッセージをいただき、まちづくりに生かしていくことも大切です。

誰もが住みやすいまちにしていけるためにも、皆さんと行政の声のキャッチボールを大切にしたいと考えています。

これからも皆さんの「声」をお待ちしています。

### お寄せいただいた提案には…

- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所（番地まで）を必ずお書きください。  
（名前や番地の掲載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください）
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課が読ませていただきます。内容検討のため、回答までに時間がかかることがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただく場合があります。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

### 提案はいろいろな方法で

- 掲載したハガキ以外にも、お電話やメール、FAXなど、どのような方法でも結構ですので、次のあて先までご意見をお寄せください。

#### ○住みよいまちづくりへの提案

問い合わせ・お届け先

日野町役場 企画振興課 秘書広報担当

「住みよいまちづくりへの提案」宛

●電話 ☎6550

●有線 ☎7783

●FAX ☎2043

●メール

メールアドレス

kouhou@town.shiga-hino.lg.jp

5 2 9 1 6 9 0

日野町河原一丁目1番地

日野町役場

「住みよいまちづくりへの提案」係 行




料金受取人払郵便



差出有効期限  
平成25年3月  
31日まで

（切手を貼らずに  
お出してください）





# 軽自動車税

## 納期限が5月31日に 変更になりました

### ●納期限の変更

今まで、軽自動車税の納期限は、4月30日としていましたが、平成24年度から5月31日に変更することとなりました。(納期限が土日・祝日の場合は、翌日が納期限になります。)

### ●納税通知書の発送時期

納期の変更に伴い、納税通知書の発送については、5月10日ごろに郵送します。5月中旬を過ぎても納税通知書がお手元に届いていない場合は役場税務課までご連絡ください。

### ●軽自動車税の減免受付

受付期間は、納税通知書到着後から納期限の7日前までです。納税通知書がお手元に届いてから、税務課で申請をしてください。

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税の減免に係る現況報告書」(税務課より送付)の提出により継続して減免されます。(詳しくは、広報ひの5月号に掲載しますのでご覧ください。)

### ●軽自動車税の課税基準日

軽自動車税は、4月1日現在登録されている軽自動車等の所有者に課税させていただきます。4月2日以降に廃車や譲渡される場合は、その年は課税の対象となります。

### ◆問い合わせ先

税務課 住民税担当

☎ 526570 有線 5093



明るい選挙のキャラクター  
「めいすいくん」

平成24年7月10日任期満了に伴う日野町長選挙は、次の日程により執行しますのでお知らせします。

### 日野町長選挙

選挙期日 **7月1日(日)**

告示日 **6月26日(火)**

### ◆問い合わせ先

日野町選挙管理委員会 (総務課内)

☎ 526500 有線 5762

キリトリ



皆が住みよいまちづくりへ

あなたのアイデア・メッセージ

お待ちしております



キリトリ

住所	〒		
氏名		電話	